

## 第9回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年10月22日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

### 1. 出席委員

1番 原田 義一	<del>2番 岡本 総喜</del>	3番 宮崎 龍生	4番 徳田 マスエ
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	7番 廣瀬 康友	8番 三明多佳志
9番 林 秀司	10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登
13番 岡本 健治	14番 青葉 真	15番 柿元 信次	16番 大谷 数義
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一	
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	4推 三浦 寿紀
5推 小川 明人	6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 近重 邦昭
8推 河野 恒弘	10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 欠員
<del>13推 小谷 保雄</del>	14推 岡本 定文	16推 欠員	17推 原田 和義
18推 永見 繁廣	19推 斎藤 久行		

### 2. 欠席委員

2番 岡本 総喜	4推 三浦 寿紀
13推 小谷 保雄	

### 3. 事務局出席職員 佐々本事務局長、木原農地係長、

農林振興課 桑本

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

本机关于2010年10月1日收到群众反映的该地区出现多处地裂缝问题，反映情况属实。经调查核实，现将有关情况报告如下：

近年来，随着经济快速发展和人口增加，该地区地下水开采量逐年增大，导致地面沉降和地裂缝问题日益严重，给当地居民生活生产带来一定影响。特别是今年夏天以来，由于连续暴雨，地质灾害频发，部分道路、桥梁、农田受到不同程度损坏，严重影响了群众正常生产生活。

为了有效防治地裂缝问题，该地区已采取以下措施：一是加强监测预警，定期组织专业队伍对重点区域进行巡查，及时发现并处理隐患；二是加大投入力度，积极争取上级资金支持，开展大规模综合治理工程；三是广泛宣传普及防灾减灾知识，提高群众自我防范意识。

下一步，该地区将继续加大对地裂缝治理力度，不断完善基础设施建设，保障人民群众生命财产安全。

## 指手

## 事情局

10月1日，该局接到群众反映，称该地区出现多处地裂缝问题，造成房屋墙体开裂、道路损坏等现象，给当地居民生产和生活带来不便。接到群众反映后，该局高度重视，立即组织有关人员前往现场进行实地查看，并就地裂缝成因、危害程度及可能带来的安全隐患进行了详细分析。

该局了解到，该地区近年来由于地下水超采和不合理开采，导致地下水位下降，地表沉降现象较为严重，从而引发了多处地裂缝。地裂缝主要分布在该地区的北部和南部，长约200米，宽约1-5厘米，深度在1-5米之间，影响范围约10公顷左右。

针对地裂缝问题，该局已经采取了一些初步治理措施，包括设置临时围挡、铺设砂石垫层等，同时建议当地居民做好房屋加固工作，避免因地裂缝造成更大的损失。下一步，该局将加大资金投入，继续开展地裂缝治理工作，从根本上解决这一问题。

目前，该地区地裂缝问题已经得到初步治理，房屋墙体开裂情况得到缓解，道路损坏情况也有所好转。但地裂缝治理是一项长期而艰巨的任务，需要当地政府和相关部门共同努力，才能从根本上解决这一问题。

该局将进一步加强与当地政府部门的沟通协调，共同研究制定更加科学合理的地裂缝治理方案，确保人民群众的生命财产安全。

二、地裂缝情况概述

10月1日，该局接到群众反映，称该地区出现多处地裂缝问题，造成房屋墙体开裂、道路损坏等现象，给当地居民生产和生活带来不便。

该局了解到，该地区近年来由于地下水超采和不合理开采，导致地下水位下降，地表沉降现象较为严重，从而引发了多处地裂缝。地裂缝主要分布在该地区的北部和南部，长约200米，宽约1-5厘米，深度在1-5米之间，影响范围约10公顷左右。

目前，该地区地裂缝问题已经得到初步治理，房屋墙体开裂情况得到缓解，道路损坏情况也有所好转。

该局将进一步加强与当地政府部门的沟通协调，共同研究制定更加科学合理的地裂缝治理方案，确保人民群众的生命财产安全。

10月1日，该局接到群众反映，称该地区出现多处地裂缝问题，造成房屋墙体开裂、道路损坏等现象，给当地居民生产和生活带来不便。

该局了解到，该地区近年来由于地下水超采和不合理开采，导致地下水位下降，地表沉降现象较为严重，从而引发了多处地裂缝。地裂缝主要分布在该地区的北部和南部，长约200米，宽约1-5厘米，深度在1-5米之间，影响范围约10公顷左右。

目前，该地区地裂缝问题已经得到初步治理，房屋墙体开裂情况得到缓解，道路损坏情况也有所好转。

该局将进一步加强与当地政府部门的沟通协调，共同研究制定更加科学合理的地裂缝治理方案，确保人民群众的生命财产安全。

市役所からあつたりしたらですね、優しく対応していただけたらと思います。番号につきましては私木原といいますけれども090-\*\*\*\*-\*\*\*\*でございます。電話させていただいたときには、すいません、出ていただけますか。よろしくお願ひします。

会長

お願ひします。

それでは木原さん、ひとつよろしくお願ひします。

では、議事に入ります。

議第1号、農用地 利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。本日資料をお配りしております。農用地利用集積計画案、それから集積一覧表、その前にごめんなさい。本日の総会の次第、今回ちょっと枚数が多くなっておりますけれども、中にゼンリン等を付けているものでございます。それから箇所図の一覧表、それから平成30年10月の農業委員会総会案件現況写真があるかと思いますが、ご確認をお願いいたします。それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条 第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について 審議のうえ 農業委員会の議決をいただきたいと思います。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出がありました利用権設定は、12件、25筆、21,839 m<sup>2</sup>となっております。

申し出がありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は10月26日を予定しており、利用権設定については開始日を11月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

以上で事務局の説明が終りました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたかございませんか。

無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

～全委員 挙手～

会長

ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権 移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の

1号120号宗地1/2杖、8番三明委員會1/2杖向野進進委員會1/2杖。

乙補足說明為由之宗地1/2杖。甲當委員會人為  
乙宗地、事務局為由第3案申請1/2杖的說明為由之宗地。

農地法第3案申請1/2杖、以上6件1/2杖。

在內、許可相當乙為乙考之考之。

乙之問題為乙、不許可要件乙為乙農地法第3案第2項各項之法律第乙之  
事在、取得後的乙之乙農地之利用方式乙之、効力、地域乙の關係乙之在

乙之、下限面積基準乙滿在乙之1/2杖。

乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積115a余5  
500m北之、大廟町內乙之。乙之申請地、購受人為、農業乙、申請地之取得方

乙之覽<范註1>。申請地之所有權財物都置之細乙之。場所付株東公民館乙之物  
3案の最後6号120号1/2杖說明乙之。申請地1/2杖、資料9~一之、函面番號⑥

面積基準乙滿在乙之1/2杖。

乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積89a余5乙之、下限  
事之、東町內乙之。乙之申請地、購受人為荒置乙申請地之取得方乙之在

乙之。申請地之字號町內乙之。場所付國府公民館字號分號乙之物  
乙之覽<范註1>。申請地1/2杖、資料8~一之、函面番號⑦

委員會的許可必要乙為乙考之乙為乙申請地之考之。

乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人為、作為用具乙上、農業乙  
東北之、長治町內乙之。乙之申請地、購受人為置地乙、申請地之取得方

乙之覽<范註1>。申請地之是役町之細乙之。場所付木造田園乙之物  
5号120号1/2杖說明乙之。申請地1/2杖、資料7~一之、函面番號⑧

面積基準乙滿在乙之1/2杖。

乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積70a余  
得方乙之乙之。乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積70a余

500m北東之、野原町1町內乙之。乙之申請地、購受人為贈與乙、申請地之取得方  
乙之。申請地 以野原町之細乙之。場所付浜田市總合福祉乙之物  
乙之覽<范註1>。申請地1/2杖、資料6~一之、函面番號⑨

所據乙之乙之。

乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積乙之2  
a余5乙之乙之。乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積47  
地之取得方乙之乙之。

600m南西之、日輪町5町內乙之。乙之申請地、購受人為、農業乙  
乙之覽<范註1>。申請地之日輪町之細乙之。場所付浜田市立第3中學校乙之物  
3號120号1/2杖說明乙之。申請地1/2杖、資料5~一之、函面番號⑩

乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積乙之乙之。

乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積乙之乙之。  
乙之乙之申請地乙為乙世乙 購受人之耕作面積乙之乙之。

A3版『軒用等案件簿所一覽』乙之覽<范註1>。

總合資料3~一之為乙之申請地。事在、別冊の『總合案件現況寫真』及乙

移軒中使用收益權の設定、移軒為乙之申請地之尤於考之。

第8番(三明多佳志委員)	15日、現地確認した結果、ただ今事務局の方が説明されたとおりでございます。どうぞよろしくお願ひします。
会長	2号については前田推進委員お願ひします。
第1推(前田正典推進委員)	10月16日火曜日に事務局の木原さんと会長さんと3人で現地確認をおこないましたところ、別に異常はないと思いますので、よろしくお願ひします。
会長	3号につきましては、6番松山委員もしくは神田推進委員お願ひします。
第6番(松山純久委員)	先月、日にちはちょっと忘れましたが、事務局と神田推進委員さんと現地確認に参りました。何の問題もないと思われますので、よろしくお願ひします。
会長	4号につきましては、16番大谷委員 お願ひします。
第16番(大谷數義委員)	写真を見ていただいても現在耕作しておられる土地でございますので、説明どおり問題はないと思います。よろしくお願ひします。
会長	5号については、8番三明委員もしくは近重推進委員お願ひします。
第8推(近重邦明推進委員)	10月の15日に三明委員と河野推進委員さんと事務局の係長さんと現地を確認しましたが、問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
会長	6号は、4番徳田委員もしくは三浦推進委員お願ひします。
第4番(徳田マスエ委員)	先般、三浦推進委員と事務局と現地を確認いたしましたが、何ら問題はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。
会長	以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願ひします。ございませんか。
委員会長	では、採決に入ります。 第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の举手をお願いします。
事務局	～举手 多数～ ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
	それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。 農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが 農地以外

久委員)

6番(松山郷)

会員

職生委員)

第3番(弓崎

会員

1号12112、3番の官崎委員会の申請本拠地委員会に嘱託。

方式も請是認明行為を乞うたと記載の請明行為を嘱託。

花崗今、事務局から第4条申請12112の認明行為を嘱託。担当委員会へ

署地法第4条申請12112件、以上3件です。

方式も請是認明行為を乞うたと記載の請明行為を嘱託。

花崗車場区12112、名の後、相続法上名義が変化したと記載の件です。

花崗車場区12112の始末書の上記、当該申請の箇所付記和45年頃行為先代

花崗車場区12112の内。申請地は、署用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地

花崗車場区12112。申請地は、行政町の細工。場所は、JR浜田駅から約520m南の朝

花崗車場区12112。申請地は、行政町の細工。場所は、JR浜田駅から約350m北東の浅

花崗車場区12112。申請地は、資料14の一式、画面番号⑥を記載の花崗

件です。

花崗車場区12112。申請地は、署用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地

花崗車場区12112。申請地は、署用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地

花崗車場区12112。申請地は、署用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地

○M12112は向う請是認明行為を乞うたと記載の請明行為を嘱託。

花崗車場区12112。名の後、署用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地

花崗車場区12112の手前の方に○Mの筆記記載。未だ細かに記載しておらず、記

花崗車場区12112。申請地は、署用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地

○住宅地駐車場、資材置き場などの用途に転用する旨の記入が有る件です。

1号12112請明行為。申請地は、資料11の一式、画面番号⑦を記載の花崗

花崗車場区12112。申請地は、署用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地

花崗車場区12112。申請地は、署用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地

	いと思います。 3号は、私が若い頃にはここはもう駐車場になっておりまして、確認はもう済んでいると思ったんですが、私のときにこれがあがったものですからアレですが、何の問題もないと思います。よろしくお願ひします。
会長	以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願ひします。1号につきましては私も現地を見させていただきました。確かに写真の様な状況でございまして雑種地といえば雑種地だというふうな状況でございますので、先月これも上がりましたが保留で残っていた分でございます。別に問題はないんじやないかと私は感じておりますけれども、皆様方の方で何かご意見ございましたら発言をよろしくお願ひします。 はい、どうぞ。岡田委員。
第11推(岡田勝推進委員)	はい、11番推進委員の岡田ですが、1号の件ですけど今説明された、現状は雑種地になっているということで、農業委員としては墓地以外は農地として後に残るのですか。
会長	お願ひします。
事務局	そうですね、農地として残ります。農業委員会事務局の方としましては、ご本人さんご高齢なんですが、私〇〇司法書士さんを通じまして地目変更していただきたいということをお伝えしております。
会長	よろしいですか。
第11推(岡田勝推進委員)	はい。
会長	確かに写真の上の方から右の方、現に野菜を作つておられまして、畑といえば畠だという様な状況でございます。 ございませんか。 では採決に入ります。 第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委員	～挙手 多数～
会長	ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利

以上で、第5条申請(1)の全部認取が終了しました。皆様方より何よりおめでたしです。

本件、次に下記願いをします。  
①本件人の方、太陽光発電設備を設置する土地の有効利用化(土地所有者に意思表示)

3号(1)の(2)付16番大谷委員 韶願の件です。

10月16日火曜日、木原さんと原田会長と3人で直接確認をしたところ  
お詫び問題は解決いたしましたので、次に下記願いをします。

2号(1)の(2)付前田雅進委員会に韶願の件です。

10月17日(水)前田雅進委員会にて事務局にて一辺代理地を確認したところ  
お詫び。請願書提出者の方に、請願書提出者の方に、請願書提出者の方に

1号(1)を(1)付19番 玉田委員会に請願の件です。

明かぬままに韶願の件です。担当委員会の方に確認

農地法第5条申請(1)付3件です。

以上3枚、7号(1)付2枚、農地転用の写真の方の8枚と9枚  
が写真が付いた5枚と2枚、農地転用の影撮影の方の2枚が付いた  
ところです。周囲の農地以外の他の農地の影撮影の方の2枚が付いた  
ところ、非農地证明で提出した土地を除く、太陽光発電設備を設置する  
区域外、第2種農地に該当の件です。当該申請の転用目的の件、申請地図、移  
籍行為料850m北西の移転町2町内です。申請地図、農用地区域外、都市計画  
区域外と記載されています。申請地図、移転町の細点です。場所は、石見公民館住職分  
縫室(1)を(1)付3号(1)付請取の件です。申請地図、資料19~一(2)、区面番号(2)

申請地名個人住宅及び駐車場の件です。

申請地区域外、農地区分付第3種農地に該当の件です。当該申請の転用目的の件、  
種住宅地図外、申請地図、農用地区域内、都市計画区域内の第1  
南の、周布町1町内です。申請地図、農用地区域内、900m  
を記載されています。申請地図、周布町の田飞です。場所は、石見公民館住職分  
縫室(2)を(1)付2号(1)付請取の件です。申請地図、資料18~一(2)、区面番号(1)

転用の申請行為の件です、その隣接地名、駐車場などから察してです。

の案件で、1月の総会に記載の件、当該地の南側の土地名、仮設住宅(1)と一時  
の地域外、第2種農地に該当の件です。当該申請の転用目的の件、駐車場利用  
南の、下河内です。申請地図、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定がな  
る点です。申請地図、三隅町河内細点です。場所は三隅支所付近、約1.25km  
を記載されています。申請地図、資料17~一(2)、区面番号(1)を記載す  
る取得の、農地以外の用途化転用の件です。

会員

会員

会員

正典推進委員会

会員

委 員  
会 長

事 務 局

第 5 条申請についてご承認いただけた農業委員の方の挙手をお願いします。

～挙手 多数～

ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

それでは、転用統制外証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畠などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1 号は、資料 21 ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、金城町波佐の田です。場所は、波佐小学校から約 300m 西の、馬場町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして 2 号は、資料 22 ページ、図面番号⑭をご覧ください。申請地は、久代町の畠です。場所は国道 9 号海浜公園入口交差点から約 450m 北西の、久代町 1 町内です。当該申請地は、昭和 50 年代より耕作放棄され、現在は山林もしくは原野化しています。

3 号は、資料 23 ページ、図面番号⑮をご覧ください。申請地は、三隅町上古和の畠です。場所は、黒沢公民館から約 4km の南に位置しております。当該申請地は、昭和 48 年頃より耕作放棄され、現在は山林化しています。提出者に確認したところ、最近現地にも行けない状態であるということでした。写真も益田市美都町側から撮ったものでございます。現地にはちょっと行けなかつたですけれど、下のところから状態を確認した案件でございます。

続きまして 4 号は、資料 24 ページ、図面番号⑯をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の田、畠です。場所は黒沢公民館から 約 2km の南東の、黒沢 7 区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

5 号は、資料 25 ページ、図面番号⑰をご覧ください。申請地は、浅井町の畠です。場所は、JR 浜田駅から約 300m 北の、浅井 4-11 町内です。当該申請地は、昭和 49 年頃より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして 6 号は、資料 26 ページ、図面番号⑱をご覧ください。申請地は、河内町の田です。場所は山陰道相生 I C から約 1,150m 南東です。当該申請地は、昭和 49 年頃より耕作放棄され、現在は山林化しています。

7 号は、資料はもどりまして 19 ページ、図面番号⑲⑲をご覧ください。申請地は、後野町の田・畠です。場所は、石見公民館佐野分館から約 850m 北西の、後野町 2 町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

8 号は、資料 27 ページ、図面番号⑳をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畠です。場所は、黒沢公民館から約 1.1km の南東の、下古和です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

8号12m×12m、10畳三浦委員会の付属上堆連委員会の主事。

著者名: 岩田一郎  
 内容: 先般、農林省農業試験場にて開催された第2回全国農業生産力競賽の結果を発表するため、田代洋一郎委員長と、農業生産力競賽委員会幹事長である岩田一郎が、各部門の得失を評議する。また、農業生産力競賽の意義と今後の展望についても述べられる。

第16番 (大谷義壽委員)

7号16畳大谷義壽委員会の主事。

著者名: 岩田一郎  
 内容: 本件は、先般、松山市にて開催された第2回全国農業生産力競賽の結果を発表するため、田代洋一郎委員長と、農業生産力競賽委員会幹事長である岩田一郎が、各部門の得失を評議する。また、農業生産力競賽の意義と今後の展望についても述べられる。

第6番 (神田進雄委員)

何の問題もないが、先般、松山市にて開催された第2回全国農業生産力競賽の結果を発表するため、田代洋一郎委員長と、農業生産力競賽委員会幹事長である岩田一郎が、各部門の得失を評議する。

第6番 (松山誠次委員)

5号16畳松山誠次委員会の主事。

著者名: 岩田一郎  
 内容: 先般、事務局にて開催された第2回全国農業生産力競賽の結果を発表するため、田代洋一郎委員長と、農業生産力競賽委員会幹事長である岩田一郎が、各部門の得失を評議する。

第10番 (三浦博文委員)

3号12m×12m、10畳三浦委員会の付属上堆連委員会の主事。

第8番 (三明多作志委員)

2号12m×12m、8畳三明多作志委員会の付属上堆連委員会の主事。

第11番 (佐々間常喜委員)

著者名: 岩田進雄  
 内容: 先般、原田堆連委員会にて開催された第2回全国農業生産力競賽の結果を発表するため、田代洋一郎委員長と、農業生産力競賽委員会幹事長である岩田一郎が、各部門の得失を評議する。また、農業生産力競賽の意義と今後の展望についても述べられる。

第11番 (佐々間常喜委員)

1号12m×12m、17畳佐々間常喜委員会の付属原田堆連委員会の主事。  
 委員会名: 農業生産力競賽委員会  
 内容: 先般、事務局にて開催された第2回全国農業生産力競賽の結果を発表するため、田代洋一郎委員長と、農業生産力競賽委員会幹事長である岩田一郎が、各部門の得失を評議する。また、農業生産力競賽の意義と今後の展望についても述べられる。

転用範例別記明願付、以上8件です。

10 番 (三浦 博文委員)	写真をご覧のとおり同じく山林化しておりますので、よろしくお願ひします。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願ひします。ございませんか。 では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。 1号について、説明します。資料 29 ページ、図面番号②をご覧ください。届出地は、三隅町井野の田です。場所は、井野公民館から約 700m 南東の井野町市場です。この届出は平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までを廃土期間として、平成 29 年度からの市道中筋線道路改良工事（3 工区）その 1 で発生する廃土 1,000 m³ で、届出地を埋め上げ、工事后には農地として整備されます。 以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願ひします。
第 16 番 (大 谷数義委員)	これは現況、田として使っておられるのですか。
会 長	現況はどうでしょうかということですが。これ誰か現場を知っておられる方おられますか。
第 5 番(川本 聖光委員)	現場行ってみました、2 人で。実際、今田んぼとしては全然作っておりません。ここはちょっとカーブになっておりますね、これを見ると。これが道路改良である程度まっすぐになるんですか。
第 16 番 (大 谷数義委員)	はい、田であって残土を埋めた後に、現況を考えますと農地として利用できるかどうか。
第 5 番(川本 聖光委員)	ないと思います。
第 16 番 (大 谷数義委員)	はい、わかりました。

## 相 聲 員

## 事務局

## 企 業

第5章(日本  
螢光素員)

この計画の実現に向け、何が水力開発とエネルギー政策が最も重要な要素ですか。

エネルギー政策の実現には、具体的な行動計画が必要です。

この計画を実現するための行動計画は、以下の通りです。

まず、資源公社の職業訓練員としての職務を明確に定めます。また、各

部門で実現する目標を定めます。

次に、資源公社の職業訓練員としての職務を明確に定めます。また、各

部門で実現する目標を定めます。また、各

部門で実現する目標を定めます。また、各

部門で実現する目標を定めます。また、各

部門で実現する目標を定めます。また、各

部門で実現する目標を定めます。また、各

	お願いしたいと思います。
事務局	すいません、いいですか。
会長	はい、どうぞ。
事務局	すいません、最後に一言、今金城の七条関係、また浜田の生湯関係ですね、推進委員さんが今2名欠けておりますが、今からネット上で公募をかけます。基本的には約1ヶ月程度かけますけれども、ほぼほぼやっていただけそうな方がいらっしゃいますので手が上がるんじゃないかと安心しているところあります。それから推進委員の皆さんにつきましてはマニュアルも実は作りました。作りましたがその推進委員さんが決まってから名前も入れながらと思っておりませんので、少々お待ちいただければなと思っております。活動の手引きを作っております。多分11月にお渡しできるか12月かですが、そういうものも参考にしながら活動の手引きにしていただければと思っております。以上です、すいません。
会長	はい、その他ござりますでしょうか。
事務局	はい、先月もお話をしました、金城町さざんか祭りへの参加についてです。今年も金城の委員さんを中心にさざんか祭りに11月3日4日に参加予定です。事務局からは、以上です。
会長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。
第16番(大谷数義委員)	すみません。
会長	はい、大谷委員どうぞ。
第16番(大谷数義委員)	16番の大谷です。私ちょっと勉強不足で分かりませんので、この席で教えていただきたいのですが、最近太陽光発電をあちこちで見受けるわけですが、これ農地、田んぼや畑を利用して太陽光パネルを並べるときにその下の耕地については耕作物、農作物なり、これは植え付け育てることが必要条件となっているわけですか。
会長	それはありません。逆に言うとその設置者の方しかその中には入れませんので、他の人は入れませんので、ないですね。 営農の方がそうとして、この分については3年間ですか、貸して更新していくと、それをしない人はダメですよ、取り外しなさいという指導があると聞いております。ただ一般的には 農地にパネルをひくというのはございます。ですから問題ございません、だからどっちもできるということです。
第16番(大	それで、例えば私個人でそういうことをする場合には、どうなんですか。

## 会員

会員(公教委員)

会員

会員(公教委員)

会員

会員(公教委員)

證明べき事由。

乙が乙の個人的職務上。

会員(公教委員)の事由。權之乙の乙、或乙言之權之乙。

会員(公教委員)の事由。例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。

会員(大公教委員)

会員

会員(大公教委員)

会員

会員(公教委員)

以上会員(公教委員)の事由。乙の公教委員(公教委員)の事由。例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。

上記の事由は、例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。

以上会員(公教委員)の事由。乙の公教委員(公教委員)の事由。例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。

上記の事由は、例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。

以上会員(公教委員)の事由。乙の公教委員(公教委員)の事由。例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。

上記の事由は、例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。例乙以下何力職能之公教委員乙の職能之公教委員乙の職能。

終了 年前 10 時 40 分

以上、本日の理事会の期末を記録し、相違なく乙を記入する事。

委 員

委 員

